

事務連絡
平成 18 年 6 月 5 日

各保険医療機関等 殿

茨城県社会保険支払基金
(公印省略)

医療福祉（マル福）制度の改正に伴う請求方法の変更について（連絡）

平素は支払基金の事業運営に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、支払基金による市町村の実施する公費負担者医療に関する給付の審査支払事務の追加並びに関連する通知の一部が改正され、審査支払事務に乳幼児等の児童に係る医療に関するもの、障害者及び障害児に係る医療に関するもの、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに母子家庭の及び父子家庭の児童に係る医療に関するものを追加し、平成 18 年 4 月診療分から実施することができるとされたところです。

つきましては、当茨城県において平成 18 年 7 月診療分から、妊産婦以外の受給者については医療福祉費請求書による請求が廃止され、診療報酬明細書等の公費負担者番号による請求方法となりますので、下記の事項にご留意のうえ請求くださいますようお願い申し上げます。

記

1 改正内容

平成 18 年 7 月診療分から診療報酬明細書等「レセプト」で医療福祉費を請求することとなります。(平成 18 年 6 月診療分以前の月遅れ請求をする場合は、従来どおり、医療福祉費請求書（様式 6 号・ピンク色の用紙：社保分含む）を国保連合会へご提出してください。)

なお、妊産婦分は、引き続き、妊産婦医療福祉費支給申請書（様式 9 号・水色の用紙：社保分含む）により、国保連合会へご提出願います。

2 ↓ 診療報酬請求書等の記載方法について

診療報酬請求書等の記載等につきましては、茨城県保険福祉部長から平成 18 年 6 月 1 日付け「平成 18 年度医療福祉（マル福）制度の改正について」で、

原則として、「公費負担」欄の「公費と医保（老人）の併用」欄については、公費負担医療制度（81～89）を合算し、代表コード（80）」として記載する。と連絡されることとされておりますが、これら記載につきましては、公費負担医療制度ごとの記載でも差し支えないものと致します。

なお、その他の公費につきましては、従前どおり公費負担医療制度ごとに記載をお願いいたします。

8 診療報酬明細書等の記載方法について

その他の公費負担医療と同様に記載願います。（別紙の記載例を参照。）

なお、「保険種別 2」欄については、○又は印字誤りがないよう十分ご注意願います。

保険種別

1種の公費負担医療との併用 2 2併

2種以上の公費負担医療との併用 3 3併

※公費負担医療には、地方公共団体が独自で行う医療費助成事業を含むこと。

4 電子計算機により明細書を作成されている医療機関等へお願い

平成18年7月診療分（8月請求分）からのレセプト作成につきましては、レセプトの「公費負担者番号欄」及び「保険種別欄」等とレセプトOCRエリアに相違が発生しないようソフトメーカーと協議を行うとともに、十分に確認のうえレセプトを作成されますようお願いいたします。

5 レセプト電算処理参加医療機関等へお願い

平成18年7月診療分（8月請求分）からの磁気レセプトの作成につきましては、レセプトの「公費負担者番号欄」及び「保険種別」等に誤りがないよう、ソフトメーカーと協議を行うとともに、十分に確認のうえレセプトを作成されますようお願いいたします。

問合せ先
茨城県社会保険支払基金
企画調整第1課
電話 029-225-5522（内 411～414）

医療福祉費該当レセプト記載例

記載事例1

医療保険と重度心身障害者（83）の併用
請求点数 8,500点（同点数）

診療報酬明細書（医科外来）				〔略図〕			
市町村				老人受			
公費①	83	08	001	0	公受①	000001	8
公費②					公受②		

	1 医科	1 社	2 併用	6 家外	
保険者番号	06.08.000.0			給付割合	

療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円
	①		8,500	
②				

記載事例2

医療保険とひとり親母子（88）の併用
請求点数 5,500点（同点数） 一部負担金 1,200円（外来600×2日、又は入院300×4日）

診療報酬明細書（医科外来）				〔略図〕			
市町村				老人受			
公費①	88	08	001	5	公受①	000001	8
公費②					公受②		

	1 医科	1 社	2 併用	6 家外	
保険者番号	06.08.000.0			給付割合	

療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円
	①		5,500	
②				

記載事例3

医療保険と公費（51）と乳児（81）の併用
請求点数 8,500点
公費（51）5,500点
乳児（81）3,000点 一部負担金 1,200円

診療報酬明細書（医科外来）				〔略図〕			
市町村				老人受			
公費①	51	08	601	5	公受①	000001	8
公費②	81	08	001	2	公受②	000002	6

	1 医科	1 社	3 併用	4 三外	
保険者番号	06.08.000.0			給付割合	

療養の給付	保険	請求点	決定点	負担金額 円
	①		8,500	
②		5,500		
③		3,000		1,200

記載事例4

医療保険と公費 (52) と乳児 (81) の併用

請求点数 56,500点
 公費 (52) 56,500点
 公費 (52) 一部負担金 4,800円
 乳児 (81) 一部負担金 1,200円

診療報酬明細書 (医科入院) [略図]				1 医科	1 社	3 併用	4 三外
市町村		老人受		保険者番号	06.08.000.0		
公費①	52,08,601,4	公費①	000001,8				
公費②	81,08,001,2	公費②	000002,6				

療養の給付	保険	請求点	支払点	負担金額 円
		56,500		
①				4,800
②				1,200

記載事例5

老人保健と高齢重度 (86) の併用・(入院時食事療養費標準負担額が高齢重度 (86) 該当の場合)

請求点数 38,500点 一部負担金38,500点・食事療養費42,400円・標準負担額15,600円
 高齢重度 (85) 38,500点 食事療養費 標準負担額 7,800円

診療報酬明細書 (医科入院) [略図]				1 医科	3 老人	2 併用	7 高入9
市町村	27,08,001,9	老人受	000001,8	保険者番号	06.08.000.0		
公費①	85,08,001,8	公費①	000001,8				
公費②		公費②					

標準負担額は2分の1の額ではなく、標準負担額をそのまま記入願います。

療養の給付	保険	請求点	支払点	負担金額 円	食事療養	保険	請求点	請求点 円	標準負担額 円
		38,500		38,500			60	42,400	15,600
①					①				
②					②				